

平成29年度

臨時特例つなぎ資金特別会計

資金収支計算書

(自) 平成29年 4月 1日

(至) 平成30年 3月31日

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

資金収支計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

臨時特例つなぎ資金特別会計

(単位:円)

勘定科目		予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A-B)	備考
収入	貸付事業収入	3,092,000	1,378,140	1,713,860	
	償還金収入	2,344,000	785,700	1,558,300	
	臨時特例つなぎ資金貸付金償還金収入	2,344,000	785,700	1,558,300	
	長期滞留債権償還金収入	748,000	592,440	155,560	
	臨時特例つなぎ資金長期滞留債権償還金収入	748,000	592,440	155,560	
	その他の収入	5,000	721	4,279	
	雑収入	5,000	721	4,279	
	利息収入	5,000	721	4,279	
	事業活動収入計 (1)	3,097,000	1,378,861	1,718,139	
	支出	人件費支出	4,624,000	3,606,729	1,017,271
非常勤職員給与支出		3,991,000	3,129,507	861,493	
法定福利費支出		633,000	477,222	155,778	
事業費支出		983,000	931,000	52,000	
業務委託費支出		983,000	931,000	52,000	
市町村社協事務費支出		983,000	931,000	52,000	
事務費支出		1,779,000	714,547	1,064,453	
福利厚生費支出		52,000	19,720	32,280	
旅費交通費支出		74,000	0	74,000	
役職員旅費支出		74,000	0	74,000	
事務消耗品費支出		420,000	228,176	191,824	
印刷製本費支出		183,000	182,520	480	
水道光熱費支出		40,000	0	40,000	
通信運搬費支出		640,000	5,367	634,633	
業務委託費支出		250,000	216,000	34,000	
保守料支出		250,000	216,000	34,000	
手数料支出		66,000	38,604	27,396	
賃借料支出		54,000	24,160	29,840	
貸付事業支出		1,500,000	720,000	780,000	
貸付金支出		1,500,000	720,000	780,000	
臨時特例つなぎ資金貸付金支出		1,500,000	720,000	780,000	
事業活動支出計 (2)		8,886,000	5,972,276	2,913,724	
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		△5,789,000	△4,593,415	△1,195,585	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
施設整備等支出計 (5)	0	0	0		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	0	0		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
その他の活動支出計 (8)	0	0	0		
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	0	0	0		

資金収支計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

臨時特例つなぎ資金特別会計

(単位:円)

勘定科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A-B)	備考
予備費支出 (10)	67,256,000	—	67,256,000	
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△73,045,000	△4,593,415	△68,451,585	
前期末支払資金残高 (12)	73,045,000	72,879,878	165,122	
当期末支払資金残高 (11)+(12)	0	68,286,463	△68,286,463	
収入合計	76,142,000	74,258,739	1,883,261	
支出合計	76,142,000	5,972,276	70,169,724	

平成29年度

臨時特例つなぎ資金特別会計

事業活動計算書

(自) 平成29年 4月 1日

(至) 平成30年 3月31日

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

事業活動計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

臨時特例つなぎ資金特別会計

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	サービス活動収益計 (1)	0	0	0
	人件費	3,606,729	4,351,129	△744,400
	非常勤職員給与	3,129,507	3,752,204	△622,697
	法定福利費	477,222	598,925	△121,703
	事業費	931,000	962,000	△31,000
	業務委託費	931,000	962,000	△31,000
	市町村社協事務費	931,000	962,000	△31,000
	事務費	714,547	854,208	△139,661
	福利厚生費	19,720	30,570	△10,850
	旅費交通費	0	21,760	△21,760
	役職員旅費	0	21,760	△21,760
	事務消耗品費	228,176	311,546	△83,370
	印刷製本費	182,520	0	182,520
	通信運搬費	5,367	218,006	△212,639
	業務委託費	216,000	207,360	8,640
	保守料	216,000	207,360	8,640
	手数料	38,604	42,006	△3,402
	貸借料	24,160	22,960	1,200
	徴収不能引当金繰入	0	307,517	△307,517
徴収不能引当金繰入	0	307,517	△307,517	
サービス活動費用計 (2)	5,252,276	6,474,854	△1,222,578	
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△5,252,276	△6,474,854	1,222,578	
サービス活動外増減の部	収益			
	その他のサービス活動外収益	721	2,967	△2,246
	雑収益	721	2,967	△2,246
	利息収益	721	2,967	△2,246
	サービス活動外収益計 (4)	721	2,967	△2,246
費用				
サービス活動外費用計 (5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	721	2,967	△2,246	
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	△5,251,555	△6,471,887	1,220,332	
特別増減の部	収益			
	その他の特別収益	120,974	0	120,974
	徴収不能引当金戻入益	120,974	0	120,974
	特別収益計 (8)	120,974	0	120,974
	費用			
特別費用計 (9)	0	0	0	
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	120,974	0	120,974	
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	△5,130,581	△6,471,887	1,341,306	
繰越活動増減差額の部	繰越活動増減差額 (12)	△14,566,581	△14,508,051	△58,530
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	△19,697,162	△20,979,938	1,282,776
	国庫補助金等特別積立金取崩額(14)	5,452,276	6,413,357	△961,081
	国庫補助金等特別積立金取崩額	5,452,276	6,413,357	△961,081
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0

事業活動計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

臨時特例つなぎ資金特別会計

(単位:円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
その他の積立金積立額(16)	0	0	0
次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	△14,244,886	△14,566,581	321,695
収 益 合 計	△8,992,610	△8,091,727	△900,883
費 用 合 計	5,252,276	6,474,854	△1,222,578

平成29年度

臨時特例つなぎ資金特別会計

貸借対照表

平成30年 3月31日 現在

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

財務諸表に対する注記（臨時特例つなぎ資金特別会計）

1. 重要な会計方針

（1）消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

（2）引当金の計上基準

①徴収不能引当金

徴収不能引当金については、生活福祉資金会計要領に基づき算定した、徴収不能見込額に相当する額を徴収不能引当金とする。

徴収不能見込額の算定に当たっては、健全債権、長期滞留債権、徴収不能の可能性が極めて高い債権、それぞれの債権区分ごとに算定した徴収不能見込額の合算とする。

債権区分ごとの徴収不能見込額の算定は、以下によることとする。

①健全債権に係る徴収不能見込額＝健全債権の当年度末債権額×過去の徴収不能発生割合

②長期滞留債権に係る徴収不能見込額＝長期滞留債権の当年度末債権額×過去の徴収不能発生割合

③徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額＝徴収不能の可能性が極めて高い

当年度末債権額－回収が確実に見込まれる額

①、②に係る徴収不能発生割合は、その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度の徴収不能額の合算額を、その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度終了時の債権帳簿価額の合計額で除した額とする。

健全債権及び長期滞留債権に係る各会計年度の徴収不能額の算定にあたっては、借受人が死亡または行方不明であり、かつ連帯借受人・連帯保証人がいない債権を抽出した合計額とする。

徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額の算定にあたっては、長期滞留債権であり、かつ借受人が死亡または行方不明であり、かつ連帯借受人・連帯保証人がなく、かつ2年以上償還実績が無い債権を抽出した合計額とする。

2. 採用する退職給付制度

該当なし

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

※下記様式については、本会経理規程に定められているものである。

（1）財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

（1）国庫補助金等特別積立金の取崩

平成29年度臨時特例つなぎ資金事務費取崩

平成29年度臨時特例つなぎ資金償還免除に伴う取崩

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 重要な後発事象

該当なし

8. 関係当事者との取引の内容

該当なし